

1. 「立憲主義」とは何か

この授業では、現代ロシア政治研究の基礎的知識として、1905年以降のロシア政治史を立憲主義の挫折と復活という視点から考察するとともに、ロシアの民主主義の特質について考察する。

1. 「立憲主義」とは何か¹

「立憲主義」とは、憲法の目的は個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することである、とする考え方である。この「立憲主義」の考え方に従えば、憲法の遵守義務は、国民にではなく、国家権力の担い手である、大統領、内閣総理大臣、地方首長、国会議員、地方議員、裁判官その他の司法官、警察官、その他の公務員等の公職者に求められることになる²。

この立憲主義の考え方は、法の支配（rule of law）の原理と密接に関連している。

1.1. 「立憲主義」と「法の支配」

「法の支配」とは、専制的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を確保することを目的とする原理のことである。「法の支配」は、具体的には、①憲法を最高法規とする、②人権は権力によって侵される、③法の内容・手続きは公正でなければならない、④権力の恣意的行使をチェックする裁判所の役割が尊重されなければならない、と考える。

1.2. 「法の支配」と「法治国家」の違い

(1) 「法の支配」

立憲主義の発展とともに、国民が立法過程に参加することによって自分たちの権利・自由を護ること、したがって権利・自由を制約する法律の内容は国民自身が決定することを前提とする原理であり、民主主義と結びついた考え方である。法の支配という場合の「法」には内容の合理性が求められており、人権と結びついていなければならない。

(2) 「法治国家」

国家権力の行使の形式や手続きを法によって定めるとする考え方で、民主主義と必ずしも結びつくものではない。「法治国家」の「法」には必ずしも内容の合理性が問われていない。

1.3. 立憲主義の展開

(1) 自由国家の時代

近代市民革命を経て近代憲法に実定化（名文化）された立憲主義の思想が発展した。この時代の国家を「自由国家」と呼ぶ。この「自由国家」では、個人は自由・平等で、個人の自由意志に基づく経済活動が広く容認された。自由・平等な個人の競争を通じて調和が実現されると考えられ、権力を独占する強大な国家は経済的干渉や政治的干渉を行わずに、社会の最小限度の秩序の維持と治安の確保という警察的任務のみを負うべきものとされた。こうした国家は、「夜警国家」と呼ばれ、「小さな政府」が求められた。

(2) 「社会国家（福祉国家）」の時代

資本主義の発展とともに、貧富の格差が増大し、労働条件が悪化し、独占資本家が登場した。その結果、憲法の保障する自由は、社会的・経済的弱者には享受されえないものとなった。そこで、そのような状況を克服し、人間の自由と生存を確保するために、国家が市民生活の領域に積極的に介入し、社会的・経済的弱者の救済に向けて努力しなければならなくなった。こうして、19世紀的「自由国家」は、国家的干渉と計画とを必要とする「社会国家」（Sozialstaat / welfare state / социальное государство）へと変貌し、行政権の役割が飛躍的に増大した。日本では、こうした国家のことを一般に「福祉国家」と呼んでいる。

(3) 「立憲主義」と「社会国家（福祉国家）」

「立憲主義」は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限するという考え方であるため、国家が国民生活にみだりに干渉すべきではないという消極的な権力観を前提としている。こうした考え方は、一見、「社会国家」と矛盾するように見える。しかし、「立憲主義」の目的が、個人の権利・自由の確保にあるとするならば、その目的を現実の生活において実現しようとする「社会国家」の思想と基本的に一致することになる。とはいえ、国家権力の肥大した「社会国家（福祉国家）」は、「立憲主義」を置き去りにすることで、しばしば個人の権利・自由を脅かすという危険性と隣り合わせであるという、認識を持つことが重要である³。

(4) 「立憲主義」と「民主主義」

「立憲主義」と「民主主義」は密接に結びついている。それは、①国民が権力の支配から自由であるためには、国民自らが能動的に統治に参加する制度を必要とするため、自由の確保は、国民の国政への積極的な参加が確立している体制、すなわち民主主義において初めて現実のものとなるからであり、また、②「民主主義」は、個人尊重の原理を基礎とするので、国民の自由と平等が確保されて初めて可能となるからである。

¹ 立憲主義および日本国憲法に関する入門的参考文献として、渋谷秀樹『憲法への招待 新版』岩波新書、新赤版、1470、2014年がある。また、憲法に関する定番的教科書に、芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法』第6版、岩波書店、2015年がある。

² 日本国憲法もまたここで言う立憲主義に基づいていることは、その第99条において、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定し、憲法を尊重し擁護する義務を、国民にではなく、国家権力の担い手である公務員その他の公職者に求めていることから明白である。

³ 個人の権利・自由が軽視されていたソ連国家は、他方で強力な「社会国家」すなわち「福祉国家」であったと見ることもできる。

2. 「民主主義」とは何か⁴

2.1. 「民主主義」概念の多様性

(1) 「民主主義」概念の多様性

ロシア政治の定番の教科書と言えるホワイト (Stephen White) らの *Developments in Russian Politics*⁵ において、共著者の一人であるギテルマン (Zvi Gitelman) は、「民主主義」の代表的な定義として、①ダイヤモンド、リンス、リップセット (Larry Diamond, Juan Linz, Seymour Martin Lipset) の共著⁶におけるモデル、②ダール (Robert A. Dahl) の「ポリアーキー」(Polyarchy)⁷、③ハンチントン (Samuel Huntington) のモデル⁸の3つをあげて、ロシア政治の議論をスタートさせている⁹。このこと自体、「民主主義」の概念のあまりの多様性に終止符を打つために Dahl が提示したはずのポリアーキーも、結局のところ、「民主主義」についての新しい概念を一つ増やしただけに過ぎないように思える。かくして、ロシアは民主的でないとか、民主化の途上であるとかを議論するに際しての基準であるはずの「民主主義」がきわめて曖昧であるか、または多様な概念であることがわかる。

(2) ロシア政治の評価の多様性

こうした多様な「民主主義」の概念 (基準ないしモデル) でロシア政治を分析すれば、自ずとロシア政治に対する評価も多様なものとならざるを得ない。たとえば、フィッシュ (M. Steven Fish) は、かつてエリツィン期のロシア政治を分析した著作の中で、それぞれ異なる「民主主義」概念に基づく3つの研究者グループを列挙し、ロシア政治に3つの異なる評価があると指摘していた¹⁰。すなわち、①選挙を重視するシュムペーター主義者は「ロシアは民主化した」と評価し、②選挙だけでなく参加、統治構造、政治家・官僚の責任など幅広い条件を設定しているダール主義者は、「ロシアはまだ民主化途上にある」とか、「この点はひどすぎるとか、むしろ後退している」と評価し、個別事象の批判に終始しており、③ダール主義者の条件に加えてさらに経済的公正 (分配の平等)・福祉・セフティネットなどを重視するラジカリストは、ロシア政治批判を超えてむしろ攻撃的となっている、と述べている。

(3) 基準・モデルを当てはめることは非生産的

基準やモデルをあてはめて、ロシア政治を評価しようとしても、生産的な議論は生まれない。私たちは、「ロシア社会のある制度 (分野、機能、過程、アクター) は、以前はこうだったが現在はこうなっているから、ロシア社会はこのように変化した」ということをまず明らかにする必要がある。

2.2. 「民主主義」を論ずるときの暗黙の基準あるいはモデルの存在

「民主主義」の定義が多様であることは上で述べたが、それでも「民主主義」を議論する人々には、暗黙の基準あるいはモデルが存在しているように見える。それは、おそらく米国あるいは西欧の政治システムのいずれか、またはそれらすべてか、あるいはそれらの折衷型であろう。しかし、こうした考え方には、落とし穴があるように思える。それは、以下の3つの理由による。

①米国はその歴史的な形成過程からすると非常に特殊な国家であって、基準やモデルとしてふさわしくない。

②ロシアを除く欧州の人口は、次項で見ると、世界の8.26%に過ぎず、まして西欧の人口は、世界のごく一部に過ぎない。面積も、ロシアを除く欧州¹¹の面積は世界の4.37%¹²に過ぎない。

③西欧¹³は文化的伝統も特殊であり、宗教的に見るとキリスト教のうちの正教会を除くカトリックとプロテスタントを中心とするキリスト教文化の世界であった。すなわち、西欧の文化的伝統は、イスラム世界やアジアと異なるだけでなく、正教会を除くカトリックとプロテスタントを中心とするキリスト教文化圏であり、いわばキリスト教世界の半分であるということは重要である。たとえば、宗教改革は、キリスト教文化圏の一部で起こったことに過ぎず、同じキリスト教文化圏でも正教文化圏では起きていない。欧州とりわけ西欧の歴史も決して普遍的なものではなく特殊なものである。

かくして、全世界の一部に過ぎない地域の、固有の歴史に根ざしている政治システムを「民主主義」を考える場合の暗黙の基準ないしモデルとすることには無理がある、ということになる。

2.3. 「民主主義」の序列化を前提とした「民主化」論

「民主主義」ないし「民主化」を議論する人々には、暗黙のうちに、「民主化」の単一のものさし、単一の目標ないし到達点が存在している。その目標ないし到達点とは、「民主主義」の基準ないしモデルとして想定されている欧米の政治システムである。かくして、「民主主義」の先進国、発展途上国、後進国という序列化が生まれる。そして、「民主主義」の発展途上国は、救済あるいは支援の対象となり、「民主主義」の後進国は、非難や排除対象となる。セルビア、アフガニスタン、リビア、イラク、シリア、北朝鮮などが非難され、実際に攻撃されるとき、それらの国々は「民主主義」の後進国と見なされている。これらの国々は空爆されて当然、そこには抹殺されるべき政治指導者がいる、ということになる。各国の「民主化」度を比較する際の基準としてしばしば用いられているフ

⁴ この項以下は、2016年度「ロシア政治・外交A-1」資料1の再録であり、上野俊彦「ロシア：『民主化』論と地域研究」『アクセス地域研究1』(日本経済評論社、2004)93-96頁の議論に基づいている。

⁵ White, Stephen, Zvi Gitelman and Richard Sakwa (eds.), *Developments in Russian Politics* 6, Palgrave, 2005, pp. 242-243. なお、本書の最新版は、Stephen White, Richard Sakwa, Henry E. Hale (eds.), *Developments in Russian Politics* 8, Duke Univ Pr., 2014である。

⁶ Diamond, Larry, Linz, Juan, and Lipset, Seymour Martin (eds.), *Politics in Developing Countries: comparing experiences with democracy*. Lynne Rienner, 1988.

⁷ Dahl, Robert, *Polyarchy: Participation and opposition*. Yale University Press, 1971.

⁸ Huntington Samuel, *The Third Wave: democratization in the late twentieth century*. University of Oklahoma Press, 1991.

⁹ Zvi Gitelman は、第5版の *Developments in Russian Politics* 5 では Lisa Anderson のモデル (Anderson, Lisa (ed.), *Transitions to Democracy*. Columbia University Press, 1999) を含む4つのモデルをあげていたが、第6版の *Developments in Russian Politics* 6 では3つのモデルをあげている。

¹⁰ Fish, M. Steven, "Conclusion: Democracy and Russian Politics," in Barany, Zoltan and Moser, Robert G. (eds.), *Russian Politics: Challenges of Democratization*, Cambridge, Cambridge University Press, 2001, pp. 215-251.

¹¹ ここでは、欧州とは、アイスランドなどの島嶼を含み、ロシア連邦を除く地域を指す。

¹² 面積は、総務省統計局ホームページを参照 ([http://www.stat.go.jp/data/sekai/zuhyou/02.xls#2-5\(1\)!A1](http://www.stat.go.jp/data/sekai/zuhyou/02.xls#2-5(1)!A1))。

¹³ ここでは、西欧とは、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの各国およびジブラルタル、スヴァールバル諸島、ヤンマイエン島、チャンネル諸島、フェロー諸島、マン島の各地域を含む地域を指す。

リーダムハウス¹⁴のランキングも、結局、各国を序列化することになる。EUあるいはNATOの東方拡大の際に問題となる民主化指標の適用も同様である。

2.4. 「民主化」論の新しい地平

(1)一般理論の構築ではなく地域の認識（地域研究）に務めるべきである

「民主主義」あるいは「民主化」を議論するときに、基準やモデルを想定することをやめない限り、あるいは「民主主義について、より妥当性のある概念を構築しようという観念」から脱却しない限り、「民主主義」の序列化が行われることになる。そこで、発送の転換が必要となる。すなわち、「民主主義」に暗黙の基準やモデルを想定することをやめて、100人の論者がいれば100の「民主主義」概念がありうることを前提とする、あるいは100の社会があれば100のシステムがありうることを前提とする、ということである。つまり、一般理論の構築ではなく、1.2.の最後で述べたように、個々の社会は異なる歴史と文化を持ち、また多様であり、異なる社会のあいだにはある点が似ていて、ある点は似ていないという相互の相対的距離があるだけで、単一の到達点を持つ単純な発展段階を進むわけではない、ということを受け入れる、ということである。

研究者は、「民主主義」の一般理論を構築しようとするのではなく、ある地域を認識しようとする、つまり、「ある社会のある制度（分野、機能、過程、アクター）は以前はこうだったが現在はこうなっているから、この社会はこのように変化した」ということをまず明らかにするように努めるべきである。この「変化」を抽出するためのツールが、さまざまな理論や概念であり、必要なのはそうした認識のツールとしての概念や理論であって、基準やモデルではない。

(2)レッテル（ラベル）を貼ることの危険性

日本のメディアは、プーチン政権について「権威主義¹⁵」という言葉よりも、「強権（的）」という言葉を好んで使っているが、「強権的」という言葉は、学問的な用語ではなく、きわめてあいまいな、しかしながら特定のイメージを伴う言葉である。「権威主義」であれ、「強権」であれ、これらは、ある種のラベルないしレッテルである。

ジャムの入った瓶にジャムの種類を書いたラベルを貼り付けることは、人が瓶の中のジャムが何のジャムであるかを知ることを助けるが、実はわかった気にさせるだけであって、実際のジャムの味は食べてみなければわからない。例えば、瓶に「苺ジャム」というラベルが貼ってあると、人は瓶の中に甘いジャムが入っていると思うかも知れないが、実際には、非常に酸味の強いジャムが入っているかも知れない。つまり、ラベルを貼り付けることは、ときに、正当な理解の妨げになることがある、ということである。

3. ロシアにおける立憲主義の萌芽

3.1. 近代憲法とは

近代憲法には、立法権、行政権、司法権の三権分立の原則が定められ、個人の人権と自由が守られることが書かれていなければならない。ここで、重要なことは、人は生まれたときから人権と自由を持っているということである。人の人権や自由は憲法や国家があって初めて存在できるというものではない。したがって、憲法によって、個人の人権と自由が定められているのではなくて、憲法は、国家に対して、個人の人権と自由を守ることを義務づけている。したがって、冒頭で述べた立憲主義は、憲法の目的は個人の人権・自由を確保するために国家権力を制限することである。

3.2. ロシアにおける立憲主義の萌芽

(1)スペランスキー¹⁶の憲法草案

ロシアにおいて、この立憲主義の考え方が登場したのは、18世紀後半のことである。当時ロシアは、西ヨーロッパに対して政治も経済も遅れていた。そのため、一部の貴族や高級官僚の間では、国家の改革が必要だと考えられていた。なかでも、スペランスキーは、法学者として、また高級官僚として、アレクサンドル1世¹⁷の統治下において、国家機関の整備につとめ、憲法草案を書いたことでよく知られている。このことから、スペランスキーはロシア立憲主義の父と言われている。

スペランスキーの憲法草案は、1802年に出版された『国家根本法について』¹⁸という著作において示されている。スペランスキーは、この著作において、憲法にあたるものを「国家根本法」と呼び、それに基づく「真の君主制」を主張して、近代憲法を持つ立憲君主制国家を構想したのである。

(2)スペランスキーの『国家改造案』

この著作によって注目されたスペランスキーは、下級貴族であったにもかかわらず、1806年、皇帝アレクサンドル1世によって登用され、1808年には国家制度の改革案の作成を命じられた。これ



スペランスキー



アレクサンドル1世

¹⁴ <https://freedomhouse.org/>

¹⁵ 「権威主義」概念を用いた興味深い比較政治研究にレヴィツキーとウェイの研究がある (Levitsky & Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*, Cambridge University Press, 2010)。同書によると、「競争的権威主義」とは、形式的な民主制度が存在し、それが権力獲得の主要な手段であるところに見なされているが、職権濫用により現職または与党が対立候補または野党に比べて著しく優位な立場にあるような体制を言い、①自由な選挙、②市民的自由の広汎な保護、③機会均等、のいずれか一つでも損なわれていれば、それは民主主義ではなく競争的権威主義である、とされる。

¹⁶ ミハイル・ミハイロヴィチ・スペランスキー (Mikhail Mikhailovich Speranskii / Михайл Михайлович Сперанский, 1772年1月1日(12日)～1839年2月11日(23日)、日付はカッコ内が新暦。以下同様)。ロシアの政治家、法学者。ロシアにおける法学の父、立憲主義の父、とされる。日本におけるスペランスキーに関する研究としては、中澤精次郎「十九世紀初頭ロシアの政治状況—スペランスキー憲法草案を中心とした試論的考察—(一・二完)」『法学研究』第30巻第4号・第5号、1957年4月・5月)が初期の例である。最近の研究としては、池本今日子「ロシア皇帝アレクサンドル一世の時代の憲法政策：スペランスキーによる憲法案」『史観』158、2008年3月、がある。

¹⁷ アレクサンドル1世 (Aleksandr I / Александр I, 1777年12月12日(23日)～1825年11月19日(12月1日))。

¹⁸ Сперанский М. М. *О коренных законах государства*. М.: Эксмо, 2015., 544 с.

を受けてスペランスキーは、翌1809年、『国家改造案（国法典序説）』¹⁹をアレクサンドル1世に提出した。

この『国家改造案』の概要は、以下のようなものであった。

- ①中央、地方とも、立法、行政、司法の三権分立を原則とする。②立法の中央機関として国会 *Дума* を開設する。国会の選挙権は財産資格によるものとし、郷 *волость* ・郡 *уезд* ・県 *губерния* ・国 *государство* という4段階の間接選挙で議員を選挙する。
- ③行政・司法も郷・郡・県・国という4段階に組織され、行政の中央機関は省 *Министёрство*、司法の中央機関は選挙制の判事によって構成される元老院 *Сенат* とする。
- ④国家評議会 *Государственный совет* が国会・省・元老院の三権を統合する。国家評議会は、皇帝の任命する35名の議員（勅撰議員）と各省大臣からなる。

(3) スペランスキー改革案に基づくアレクサンドル1世の官僚制改革

アレクサンドル1世は、スペランスキーの改革案に基づき、1809年4月に貴族の特権の一部廃止を含む官僚制の改革に関する「四月勅令」、文官試験の導入に関する「八月勅令」を公布して、官僚制度の近代化に着手した。

アレクサンドル1世は、さらに1910年1月1日勅令により、自身の即位直後の1801年3月にすでに設置されていた国家評議会の、スペランスキーの改革案に基づき改組し、これによりスペランスキーの『国家改造案』は部分的に実現したかに見えた。

(4) スペランスキーの失脚と復権

しかし、スペランスキーの改革によって既得権益が脅かされると考えた保守派の一部は、スペランスキーがフランス法に詳しかったこともあって、スペランスキーを、ロシア国家を弱めるナポレオンの手先と非難し、まさに対ナポレオン戦争が始まった年の1812年3月に、スペランスキーを解任に追いやった。

ナポレオン戦争に勝利し、ロシアがその一角を占めるウィーン体制が成立してヨーロッパが落ち着きを取り戻し、ロシア帝国がヨーロッパの国際政治の表舞台に初めて登場するなど、ヨーロッパの大国としての地歩を固めたのち、アレクサンドル1世は、1816年12月にスペランスキーを名誉回復し、ペンザ県知事、のちシベリア総督に任命した。

新皇帝ニコライ1世は、1825年12月のデカブリストの反乱後、スペランスキーを法典編纂の責任者に任命した。これを受けて、スペランスキーはその余生を法典の編纂に捧げ、1830年に『ロシア帝国法律大全』²⁰（45巻）、1833年に『ロシア帝国法典』（15巻）²¹を刊行した。

『国家根本法について』および『国家改造案（国法典序説）』に示されたスペランスキーの憲法草案は、ついにロシア帝国憲法として制定されることはなかったが、もしこの時期に、ロシアが憲法を持っていたとしたら、ロシア帝国は、異なる歴史をたどったかも知れない。しかし、実際にロシア帝国が憲法を制定するのは、スペランスキーの憲法草案が書かれてから100年後の1905年のことであった。

講義全体の参考文献

『新版 ロシアを知る事典』（平凡社、初版第3刷、2007年）

ロシアと旧ソ連諸国の歴史と現状を知るための基礎的文献。図版なども豊富。地域・国名編、現代ロシア Who's Who、文献案内、ホームページ案内もある。

田中陽二・倉持俊一・和田春樹編『世界歴史大系 ロシア史 3』（山川出版社、1997年）

刊行当時の日本のロシア史学界を総動員して編纂されたもっとも詳細なロシア通史。

横手慎二・他『CIS [旧ソ連地域]』（自由国民社、1995年）

ロシア・旧ソ連の建国からエリツィン期前半までの通史。とくに、革命後からソ連期、エリツィン期前半までが詳しい。革命後の政治史は講義担当者が執筆。

和田春樹・他『新版世界各国史 ロシア史』（山川出版社、2002年）

ロシアの1巻本の通史。

¹⁹ «План государственного преобразования (введение к Уложению государственных законов)». フルテキストは、たとえば以下のアドレスを参照。
<http://www.hist.msu.ru/ER/Etext/speran.htm>

²⁰ «Полное собрание законов Российской империи». サクト・ペテルブルクのロシア国立図書館（Russian National Library / Российская национальная библиотека）編纂の電子版のアドレスは以下の通り。http://www.nlr.ru/e-res/law_r/content.html

²¹ «Свод законов Российской империи». スペランスキーの死後も法典の加除編纂は継続され、最終的に全16巻となった。『ロシア帝国法典』全巻の全文は、各種電子版法令集（<http://www.runivers.ru/lib/book/7372/>; <http://civil.consultant.ru/code/>; <http://pravo.gov.ru/ips/svod/>）などで見ることができる。